

令和4年（ワ）第1880号 損害賠償等請求事件

原告 1～6

被告 東京電力ホールディングス株式会社

第 1 準 備 書 面

2022（令和4）年5月19日

東京地方裁判所民事第32部甲合議B係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 井 戸 謙 一

弁護士 河 合 弘 之ほか

第1 はじめに

第1回口頭弁論期日に先立つ進行協議期日（2022（令和4）年3月31日）において、被告代理人は、本件が科学的、医学的な裁判であり、科学的な知見に照らして因果関係が認められるか否かが最大の争点であると発言した。仮に、この発言が、厳密な科学的メカニズムまで解明されなければ因果関係が認められないと主張したものであれば、これは裁判所をミス・リードするものである。

法的因果関係の判断は、通常、経験則に基づくものであるが、一般に、この因果関係の認定は、因果の科学的メカニズムが詳らかに提示されるか否かに依存しない。部屋のスイッチを入れると電灯がつく、という因果関係を判断するのに、配電図を見なければ納得できないと主張する人はほとんどいない。スイッチを押さなければ電灯はつかず、スイッチを押せば電灯がつくということを繰り返し経験することで、配電図の意味も分からない幼児でも、スイッチを押せば電灯がつくという因果関係

を理解する。ある事象の後に、これと関連して別の事象が生じたと認定できる以上、それで因果関係が認められると経験則上判断するのである。それが、自然科学の問題になった途端、科学的、医学的なメカニズムが全て解明されない限り因果関係が認められないと考えるのは、自然科学への誤解であり、科学論争と法的因果関係の判断を混同するものである。

もちろん、法的因果関係の判断の前提として、科学的知見を適切に扱うことは不可欠であり、誤った科学的知見に依拠した判断は許されない。本件の審理に当たっては、科学的知見を適切に評価し、司法として、科学に依拠しつつも毅然とした法的因果関係の判断を行うことが求められる。

上記を踏まえて、本準備書面においては、本件における因果関係を判断する大枠を示すこととする。

第2 因果関係について

1 因果関係の判断枠組み（因果関係は推論であること）

ある原因と思われる事象（放射性物質への曝露）と、その結果と考えられる事象（小児甲状腺がんの発生）との因果関係は、直接には観察することができない。

放射性物質への曝露（被ばく）や小児甲状腺がんの発生は、観察可能な事象であるが、2つの事象の間に因果関係があるか否かという評価は、推論の結果として得られるものである。その意味で、因果関係は、法的には事実として捉えられているが、実際のところは、評価的事実である。

2 因果関係を推論する方法

法的因果関係を判断する際に前提とすべき科学的な手法として、「疫学」がある。

疫学（＝Epidemiology）とは、「明確に規定された人間集団の中で出現する健康関連のいろいろな事象の頻度と分布およびそれらに影響を与える要因を明らかにして、健康関連の諸問題に対する有効な対策樹立に役立てるための科学」と定義されている¹。簡単にいえば、観察可能な原因事象及び結果事象に関する客観的データを集積し、これを分析することによって、観察不可能な因果関係を推論し、定量的に検証しようという基礎的科学方法論である。

例えば、ある病気のある原因が作用するときは、原因が作用しないときに比較して、その病気は多発する。

したがって、病気の多発を知ることは、原因と病気との因果関係を推論するための第一歩である。例えば、喫煙者の集団と非喫煙者の集団とを比較して、前者に肺がんの多発が認められる場合には、喫煙が肺がんの原因になっているのではないかと疑われることになる。

この多発が観察され、問題となっている原因以外の説明が成り立たないか、あるいは、成り立ったとしても、多発の一部しか説明できないとき、この原因にみられる因果関係により、この程度の多発が起こっているのではないかと推測されることとなる。

これが、疫学をはじめとする諸科学での観察による推論の例である（以上について、甲全84・津田「福島・甲状腺がん多発の現状と原因」世界2016年3月号・89～90頁を参照）。

第3 疫学は過去の裁判例でも活用されてきたこと

1 公害訴訟と疫学研究

富山イタイイタイ病訴訟の控訴審判決（名古屋高裁金沢支判1972（昭和47）年8月9日・判時674号25頁）は、「企業活動に伴って発生する大

¹ 一般社団法人日本疫学会のホームページより。<https://jeaweb.jp/glossary/glossary001.html>

気汚染、水質汚濁等による被害は空間的にも広く、時間的にも長く隔たった不特定多数の広範囲に及ぶことが多いことに鑑み、臨床医学や病理学の側面からの検討のみによっては因果関係の解明が十分達せられない場合においても、疫学を活用していわゆる疫学的因果関係が証明された場合には原因物質が証明されたものとして、法的因果関係も存在するものと解するのが相当である」と判示して、疫学について、公害の集団的被害に係る個別的な因果関係を科学的に証明する手段であることを明確にした。

四日市ぜんそく訴訟判決（津地裁四日市支判1972（昭和47）年7月24日・判時672号30頁）は、「問題は、大気汚染と原告らの罹患または症状増悪との間の法的因果関係の有無であるから、それには、右大気汚染がなかったなら、原告らの罹患または症状増悪がなかったと認められるか否かを検討する必要がある、かつそれであり」とし、「原告らが磯津地区に居住して、大気汚染に暴露されている等、磯津地区集団のもつ特性をそなえている以上、大気汚染以外の罹患等の因子の影響が強く、大気汚染の有無にかかわらず、罹患または症状増悪を見たであろうと認められるような特段の事情がない限り、大気汚染の影響を認めてよい」と判示している。

さらに、川崎第2次ないし第4次訴訟判決²では、「疫学的知見は、もとより因果関係の生物学的、医学的メカニズムを明らかにするものではないけれども、慢性気管支炎、肺気腫及び気管支ぜん息（これらの疾病を併せて、以下「本件疾病」という。）の発症又は増悪の性質及びこれに関する科学的解明が未だ十分に進んでいない事情の下にあっては、疫学的因果関係の判定基準を満たしているような場合には訴訟上の因果関係を証明する極めて重要な資料の一つである」と判断されている（以上の裁判例の整理については甲全85・渡邊知行「因果関係の疫学的証明の意義」・13～14頁）。

² 横浜地裁川崎支判1998（平成10）年8月5日・訟務月報45巻12号2135頁。

さらに、千葉川鉄公害訴訟判決³、西淀川第1次訴訟判決⁴、川崎第1次訴訟判決⁵、倉敷訴訟判決⁶、西淀川第2次ないし第4次訴訟判決⁷など、多数の裁判例において、事業者の排出した有害物質による健康被害について、疫学的手法を通じて、個別的な因果関係を認定してきた。

2 まとめ

原告らが本件訴訟で求めている判断も、基本的にはこのようなものである。その点で、被告代理人の上記発言は、裁判所をミス・リードしかねないものである。

なお、過去の一般的な公害訴訟においては、原因となった有害物質（原因物質）と症状との因果関係を立証する前提として、原因物質を特定すること自体が困難であったという問題があり、それでも裁判所は疫学の知見を利用して因果関係を認めてきた。

これに対し、本件では、福島第一原発事故で放出された放射性物質の一部（主に放射性ヨウ素）が小児甲状腺がんの原因物質であることは学術的にも確立した知見とあってよく、争いがないものと考えられるから、その意味では、本件は過去の一般的な公害訴訟よりも判断が容易ともいい得る。

裁判所は、原告らの被害の実情を誠実に見つめたうえで、上記の点を判断の基本に据えて、大局を見失うことなく、積極的で充実した審理を行い、適切な判断をされることを強く求める。

以上

³ 千葉地判 1988（昭和 63）年 11 月 17 日・判タ 689 号 40 頁。

⁴ 大阪地判 1991（平成 3）年 3 月 29 日・訟務月報 37 卷 9 号 1507 頁。

⁵ 横浜地裁川崎支判 1994（平成 6）年 1 月 25 日・訟務月報 43 卷 8 号 1741 頁。

⁶ 岡山地判 1994（平成 6）年 3 月 23 日・判時 1494 号 6 頁。

⁷ 大阪地判 1995（平成 7）年 7 月 5 日・訟務月報 43 卷 10 号 249 頁。